東労発基 1116 第 1 号
令和８年 11 月 16 日

建設業労働災害防止協会東京支部
支部長　殿

東京労働局長

令和８年度年末・年始 SafeWork 推進強調期間の実施に伴う協力依頼について

平素から、労働災害防止対策の推進に当たりまして、格別の御協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にありますが、休業４日以上の死傷災害は平成 21 年以降、増加傾向が継続しています。

令和８年 10 月末時点で、死亡者数は 34 人（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除きます。以下同じです。）と前年同期比で５人の増加となり、休業４日以上の死傷者数（以下「死傷者数」といいます。）は 8,731 人と前年同期比 637 人（7.9％）の増加となっています。

業種横断的に、転倒、腰痛等動作の反動・無理な動作等、作業行動に起因する労働災害が増加傾向にあり、年間で１万人を超える状況で推移しています。

このような状況の下で、東京労働局では、働く人たちが年末年始を無災害・無事故で過ごせるよう、本年 12 月１日から翌年１月 31 日までの２か月間を令和８年度年末・年始労働災害防止強調期間とし、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めるとともに、都内各事業場の安全衛生気運の醸成に向けた取組の一層の推進を図るため、別添の事項について、積極的に取り組むこととします。

つきましては、本期間の趣旨を御理解いただき、別紙を関係機関及び傘下団体等に対する周知等格段の御協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

建災防
東京支部
8.11.19
総発第 59 号

別添

令和８年度年末・年始 SafeWork 推進強調期間実施要綱

令和８年 12 月
東京労働局

1　趣旨

近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるが、休業４日以上の死傷災害は平成 21 年以降、増加傾向が継続している。

令和７年の東京労働局管内の労働災害による死亡者数は 36 人と前年比で２人の増加となり、休業４日以上の死傷者数は 11,085 人と前年比で 318 人(2.8%)の減少となった。

また、令和８年 10 月末時点で、死亡者数は 34 人（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。以下同じ。）と前年同期比で５人の増加となり、休業４日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は 8,731 人と前年同期比 637 人（7.9%）の増加となっている。

業種横断的に、転倒、腰痛等動作の反動・無理な動作等作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）が増加傾向にあり、死傷者全体では、年間で１万人を超えるおそれのある状況で推移している。

このような状況の下で、東京労働局では、働く人たちが年末年始を無災害・無事故で過ごせるよう、本年 12 月１日から翌年１月 31 日までの２か月間を令和８年度年末・年始労働災害防止強調期間とし、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めるとともに、都内各事業場の安全衛生気運の醸成に向けた取組の一層の推進を図るため、以下の事項について、積極的に取り組むこととする。

特に、死亡災害や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業については、労働災害防止対策の推進を一層強化する。

2　期間

令和８年 12 月１日から令和９年１月 31 日までとする。

3　東京労働局が実施する事項

（１）「SafeWork」のロゴマークの活用による労働災害防止の気運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
（２）各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
（３）労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
（４）労働災害多発業種等に対する講習会等を通じた安全衛生指導の強化
（５）行動災害防止に向けた啓発資料等の作成、発信
（６）改正された化学物質管理のため講習会の開催等のあらゆる機会を通じた法令の周知
（７）個人事業者等を含めた災害防止対策の徹底

（８）各事業場における安全衛生宣言活動の推進の要請
（９）労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施依頼
（10）上記に加え、建設業については労働基準監督署による集中的な建設現場指導

４　各関係団体、各事業場が実施する事項

（１）死亡災害の撲滅に向けた経営トップの決意表明
（２）複数作業の混在が多く、年末・年始の繁忙期を捉えた計画的で安全衛生に配慮した事業の運営
（３）各関係団体幹部、各事業場の経営トップが行うパトロールによる職場の総点検
（４）事業場内での「SafeWork」のロゴマークの掲示等による労働災害の防止のための気運の醸成
（５）安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
（６）各団体、各事業場における過去に発生した労働災害を踏まえた防止対策の徹底
（７）墜落・転落災害、行動災害の防止対策を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（労働災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
（８）大掃除、棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落・転落防止対策の徹底
（９）積雪・凍結等冬期における転倒防止、交通事故防止対策の徹底
（10）化学物質のリスクアセスメントを含めた化学物質管理の徹底
（11）個人事業者等の安全衛生経費の確保等、安全衛生の確保、上記の事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善や、安全衛生教育の機会の提供等の配慮。
（12）上記に加え、建設業については関係請負人等に対しても上記取組の徹底
（13）その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組

Safe work TOKYO

～トップが発信！　みんなで宣言　一人一人が「安全・安心」～

令和８年度

年末・年始 セーフ ワーク Safe Work 推進強調期間

働く人たちが年末年始を無災害・無事故で過ごせるよう以下の事項に取り組みましょう！

年末・年始労働災害防止強調期間：令和８年12月１日～ 令和９年１月31日

安全衛生管理活動の **４Ｋ** の徹底をお願いします！



※　死亡者数では、建設業が最も多いこともあり、**集中的な建設現場指導**を行います。

～皆様へのお願い～

①死亡災害の撲滅に向けた経営トップの決意表明
②複数作業の混在が多く、年末・年始の繁忙期を捉えた計画的で安全衛生に配慮した事業の運営
③各関係団体幹部、各事業場の経営トップが行うパトロールによる職場の総点検
④事業場内での「SafeWork」のロゴマークの掲示等による労働災害の防止のための気運の醸成
⑤安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
⑥各団体、各事業場における過去に発生した労働災害を踏まえた防止対策の徹底
⑦墜落・転落災害、行動災害の防止対策を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（労働災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
⑧大掃除、棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落・転落防止対策の徹底
⑨積雪・凍結等冬期における転倒防止、交通事故防止対策の徹底
⑩化学物質のリスクアセスメントを含めた化学物質管理の徹底
⑪個人事業者等の安全衛生経費の確保等、安全衛生の確保、上記の事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善や、安全衛生教育の機会の提供等の配慮。
⑫上記に加え、建設業については関係請負人等に対しても上記取組の徹底
⑬その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



Safe work TOKYO **東京労働局・労働基準監督署**

（2026.11）

令和８年度年末・年始SafeWork推進強調期間実施要綱

令和７年12月
東京労働局

1　趣旨

近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるが、休業４日以上の死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している。

令和７年の死亡者数は36人（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。以下同じ。）と前年比で２人の増加となり、休業４日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は11,085人と前年比318人（2.8%）の減少となった。

業種横断的に、転倒、腰痛等動作の反動・無理な動作といった作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）が増加傾向にあり、年間で１万人を超えるおそれのある状況で推移している。

このような状況の下で、東京労働局では、働く人たちが年末年始を無災害・無事故で過ごせるよう、本年12月１日（火）から翌年１月31日（日）までの２か月間を「令和８年度年末・年始労働災害防止強調期間」として、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めるとともに、都内各事業場の安全衛生気運の醸成に向けた取組の一層の推進を図るため、以下の事項について積極的に取り組むこととする。

特に、死亡災害や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業については、労働災害防止対策の推進を一層強化する。

2　期間（年末年始労働災害防止推進強調期間）

令和８年12月１日～ 令和９年１月31日

3　東京労働局が実施する事項

（１）「SafeWork」のロゴマークの活用による労働災害防止の気運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
（２）各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
（３）労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
（４）労働災害多発業種等に対する講習会等を通じた安全衛生指導の強化
（５）行動災害防止に向けた啓発資料等の作成、発信
（６）改正された化学物質管理のため講習会の開催等のあらゆる機会を通じた法令の周知
（７）個人事業者等を含めた災害防止対策の徹底
（８）各事業場における安全衛生宣言活動の推進の要請
（９）労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施依頼
（10）上記に加え、建設業については労働基準監督署による集中的な建設現場指導

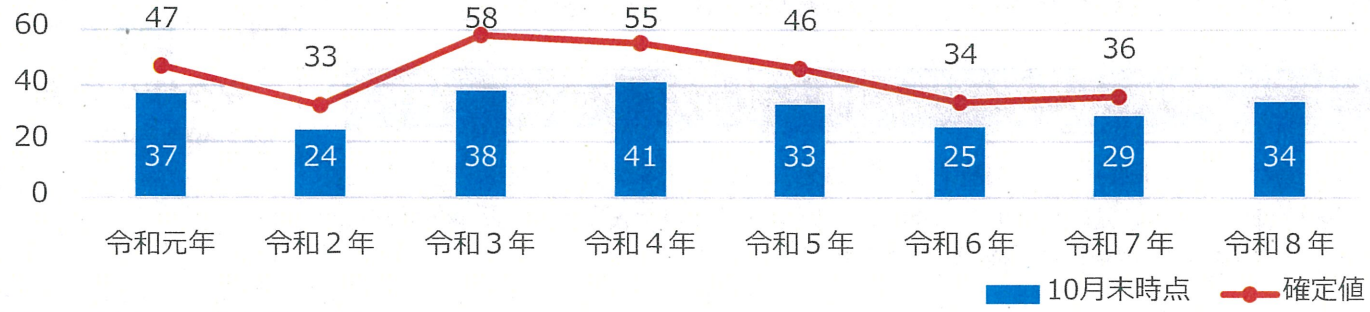
4　各関係団体、各事業場が実施する事項

（１）死亡災害の撲滅に向けた経営トップの決意表明
（２）複数作業の混在が多く、年末・年始の繁忙期を捉えた計画的で安全衛生に配慮した事業の運営
（３）各関係団体幹部、各事業場の経営トップが行うパトロールによる職場の総点検
（４）事業場内での「SafeWork」のロゴマークの掲示等による労働災害の防止のための気運の醸成
（５）安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
（６）各団体、各事業場における過去に発生した労働災害を踏まえた防止対策の徹底
（７）墜落・転落災害、行動災害の防止対策を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（労働災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
（８）大掃除、棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落・転落防止対策の徹底
（９）積雪・凍結等冬期における転倒防止、交通事故防止対策の徹底
（10）化学物質のリスクアセスメントを含めた化学物質管理の徹底
（11）個人事業者等の安全衛生経費の確保等、安全衛生の確保、上記の事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善や、安全衛生教育の機会の提供等の配慮。
（12）上記に加え、建設業については関係請負人等に対しても上記取組の徹底
（13）その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした

Safe work TOKYO
～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

令和８年（10月末時点）の東京労働局管内における労働災害発生状況

○死亡者数：34人（新型コロナ感染症り患者を除く。以下同じ。）
・業種別では、建設業10人、製造業３人、陸上貨物運送事業１人など。
・事故の型では、墜落、転落が最も多く12人。



○休業４日以上の死傷者数：●人
・前年同期比で7.9%の増加となっており、**年間１万人を超えるおそれがある。**
・業種別では、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業の割合（70.0%）が多い。
・事故の型では、転倒、腰痛等動作の反動・無理な動作といった作業行動に起因するものの割合（49.7%）が多い。



年末・年始に発生した労働災害事例



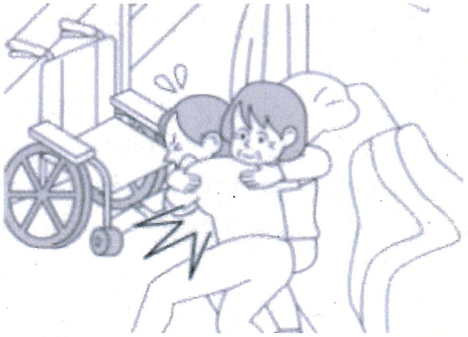
廊下から厨房に移動しようとしたところ、濡れた床で滑り転倒した。（小売業、30代、休業１か月）



脚立を使用して電球交換作業を行っていた際に、バランスを崩して転落。（ビルメンテナンス業、40代、休業６か月）



店舗内のキッチンのグレイチングが濡れていたため、足を滑らせ転倒した。(飲食業、70代、休業３か月)



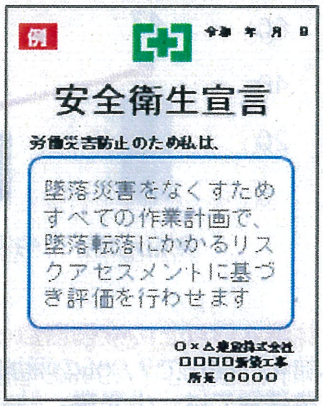
社会福祉施設（60歳代）車いすからベッドへの移乗介助の際、腰痛を発症。（休業２か月）

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告、職場のあんぜんサイト（一部加工）
（労働災害発生状況や労働災害防止対策に関する資料等については東京労働局ホームページをご覧ください。）

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**４年連続して１年間で１万人**を超える方々が仕事中に労働災害や事故に被災しています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！



☑経営トップの安全衛生方針の発信が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

☑安全衛生管理体制は確立されていますか？



労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

☑職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。

このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。



☑労働者１人１人に対する安全衛生の意識啓発をお願いします！

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者１人１人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要です。

この観点から、労働者１人１人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

東京都内で働く方の労働災害を防止しましょう！

東京労働局では、第14次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています！



Safe work TOKYO

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」